

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏名 早来工営株式会社  
代表取締役 小松稔明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 平成 28 年 8 月 10 日

許可の有効年月日 平成 35 年 8 月 1 日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

## 1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業  
特別管理産業廃棄物の種類

汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジチオンを含むものに限る)／廃油(引火性廃油及びトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジチオンを含むものに限る)／廃酸(pH2.0以下のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジチオンを含むものに限る)／廃アルカリ(pH12.5以上のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジチオンを含むものに限る)／ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジチオンを含むものに限る)／感染性産業廃棄物／廃ポリ塩化ビフェニル等／ポリ塩化ビフェニル汚染物  
(以上 8項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 8 月 2 日	新規許可
平成 23 年 8 月 2 日	更新許可
平成 25 年 9 月 19 日	変更許可 (1物質の追加)
平成 26 年 8 月 29 日	変更許可 (2項目の追加)
平成 28 年 5 月 25 日	変更許可 (2項目の限定解除)
平成 28 年 7 月 22 日	変更許可 (1項目の追加)
平成 28 年 8 月 2 日	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無  
市名 無

許可番号 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面)

許可番号

第13-50-000728号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
燃え殻				○	○		○	○																				
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉱さい		-	○	○	○		○	○																				
ばいじん		-	○	○	○		○	○																				
指定下水汚泥																												

【備考】 ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)